

決議第1号

奈良県葛城地区清掃事務組合同規約第3条の表（1）の事務について
共同処理する事務から本市を除くことを求める決議（案）

上記の議案を、香芝市議会会議規則（平成4年議会規則第1号）第14条第
1項の規定により提出し、別紙のとおり議決を求める。

令和7年6月16日提出

提 出 者

香芝市議会議員

川 田 裕

賛 成 者

香芝市議会議員

小 西 高 吉

中 山 武 彦

下 村 佳 史

木 下 充 啓

吉 田 弘 明

奈良県葛城地区清掃事務組合同規約第3条の表（1）の事務について
共同処理する事務から本市を除くことを求める決議（案）

奈良県葛城地区清掃事務組合同規約（昭和38年8月26日奈良県指令地第466号）（以下単に「規約」という。）第3条の表（1）には、共同処理する事務として、し尿貯留中継基地からし尿処理施設までのし尿運搬に関する事務が規定され、本市もその共同処理する事務に参加しているが、し尿運搬に関する事務は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）第6条の2に規定されるように、本来は市町村の処理する事務であるとされている。

また、奈良県葛城地区清掃事務組合（以下「組合」という。）が設立された平成15年には、これまで事業者により海洋投棄処理されてきたし尿処理業務について、その業務が廃止されたことによる代替業務措置として、平成15年から平成24年までの10年間にわたり、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の趣旨に鑑み、補償金及び逸失利益に対する補償等として、し尿運搬に関する事務を当該事業者に対し、委託してきた経緯がある。

しかしながら、その代替業務措置は平成30年度まで逸失利益を支払う不適正な取引が行われていたことが発覚しており、また、令和元年度以降も運搬費が積算されることなく行われている。組合議会の随意契約及び委託料支出調査特別委員会の指摘により、令和7年度の契約に際しては、契約金額が一定程度引き下げられたが、それが適正な金額であったということは断言できない。その論拠として、令和2年度には御所市が規約第3条の表（1）の共同処理する事務から除かれた後、御所市が自ら行うし尿運搬事務に係る事業費は、契約金額が大幅に減額されていることから確認することができる。

本市においても、し尿運搬に関する事務を組合に拘束されて実施するべき特別な理由は既に消滅しているため、当該事務は、廃掃法の規定による市町村の事務として実施されるべきである。

以上の理由により、規約第3条の表（1）の共同処理する事務から遅滞なく本市を除くことを求めることを決議する。

令和7年 月 日

香 芝 市 議 会